



# 産業

## 農業

問 農業委員会

### 農地の売買・貸借・転用

農地を農地のままで売買したり、貸借したりするとき、または宅地などに転用するときは、前もって農業委員会の許可を受けてください。

#### 農地法第3条許可申請

農地を農地のままで売買したり、貸借したりするとき

#### 農地法第4条許可申請

市街化調整区域内で農地を自己の所有名義で宅地などにするとき

#### 農地法第5条許可申請

市街化調整区域内で農地を売買したり、貸借したりして宅地などにするとき

#### 農地法第4条届出

市街化区域内で農地を自己の所有名義で宅地などにするとき

#### 農地法第5条届出

市街化区域内で農地を売買したり、貸借したりして宅地などにするとき

#### 農地法第18条届出

小作地の解約のとき

### 農地に関する証明

#### 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

生産緑地の指定を受けた農地について、市に買い取りの申し出を行う場合、農業委員会が発行する農業の主たる従事者証明書が必要となります。

#### 耕作証明

農家が現在耕作している面積を証明するもので、ほかの市町村で農地を買うときなどに必要です。

#### 農地などの相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明

農地などの相続税納税猶予については、市街化調整区域内の農地を相続人が農業を20年間継続した場合は、猶予された相続税額が免除されていましたが、農地法改正(平成21年12月15日)後、農地を自ら耕作することで終身継続することが必要となりました。3大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、平成4年1月1日以降の相続、贈与に係るものは、生産緑地法に規定する都市営農農地等(生産緑地の指定を受けて営農を継続するもの)を除き、納税猶予の特例の対象とされません。また、都市営農農地等を有する相続税免除の特例制度は廃止され終生営農となります。また、農地などの贈与税納税猶予については、生前一括贈与される場合で、受贈者は推定相続人で18歳以上で3年以上農業従事の経験があり受贈後すみやかに農業経営を行うと認められる人に対し特例を受けられます。ただし、市街化区域内農地については都市営農農地などを除き、特例の対象とされません。(農業委員会の許可が必要です)

#### 農業従事証明

農業経営主または農業後継者が、市街化調整区域内で農家住宅及び農業用施設を建てる時に必要な証明です。

#### 買受適格証明

農地の競売に参加する時に必要です。(農業委員会の許可が必要です)

#### 受理済証明

過去の転用許可及び届け出についての内容を証明するものです。法務局での地目変更手続きなどに必要です。

#### 引き続き農業経営を行っている旨の証明書

相続税及び贈与税の納税猶予を適用している相続人が、税務署へ継続届出(3年毎)を行う場合、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。



わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

浮き出している  
エレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

## 消費生活、農業振興及び労働

問 産業振興課

### マッキーステーション

松原商工会議所・阪南大学・松原市の「産学官包括連携協定」に基づき、松原市の魅力発信をコンセプトとした「マッキーステーション」を河内松原駅前のゆめニティまつばら3階に開設しています。60インチの大型モニターでは松原市に関する魅力溢れる情報などを盛りだくさん紹介しています。

**開設場所** ゆめニティまつばら3階(上田3-6-1)

**開設時間** 午前10時から午後9時(ゆめニティまつばらの閉館日及び第2・4水曜日を除く)

### 消費者対策事業

#### 松原市消費生活センター(消費生活相談)

訪問販売や金融に関する悪質商法、商品に関するトラブルやクーリングオフ、携帯電話やインターネットに関するトラブルなど、生活の中で起こるさまざまな消費生活に関することについて消費生活専門相談員が応じます。一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

**相談日時** 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

**相談時間** 午前10時から正午  
午後1時から午後5時まで

**専用電話** ☎337-3080

#### 消費生活出前講座

「悪質商法の被害にあわないために」「地域で高齢者を悪質商法から守るために」など消費生活に関する講座を消費生活専門相談員が行います。時間や内容など、ご相談に応じますので集会やイベントなどでご利用ください。

#### 消費者啓発

産業振興課には消費生活に関するさまざまな冊子やパンフレットがあります。

## 都市近郊農業の振興と地産地消の推進

### まつばらマルシェ

農・商・工及び産・学・官連携のもと、「食」を基本テーマとして市内食品や農畜産物を紹介し、さらに松原ブランドを内外に発信する地産地消フェアです。

### 料理教室の開催

地産地消や食の安全・安心についての啓発を目的とした料理教室を実施しています。

### ふれあい農園

松原市内の農地の活用を図り、市民の農業への理解を深めることを目的とし、市内在住の人に対して利用してもらうものです。

現在、松原市内には5カ所のふれあい農園があります(JA大阪中河内が運営)。

### JA大阪中河内農産物直売所「畑のつづき松原店・天美店」

「まったら愛っ娘～松原育ち～」等、松原市内の農家が生産した旬の野菜や果物を販売。

## 労働

### 松原市雇用就労支援センター

産業振興課内に本センターを設置し、障がいのある人や母子家庭の母親、中高年齢者などの人で、働く意欲がありながらさまざまな要因を抱えるため、雇用・就労が実現できない人を対象に、就労につながるお手伝いを行っています。また、本センターにパソコンを設置し、インターネットを利用してのハローワーク(公共職業安定所)の求人情報の検索などが利用できます。

### ハローワーク藤井寺

松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市の4市を管轄する国の施設で、大阪府内はもちろん全国の求人情報の提供のほか、お仕事探しや職業訓練等に関する相談やセミナーの開催等就職に向けた各種支援を行っていますので、お気軽にご利用ください。

〒583-0027 藤井寺市岡2丁目10-18 DH藤井寺駅前ビル3F  
☎072-955-2570